

令和5年6月会議

一般質問 参考資料

東芝 弘明 議員

令和4年 3月 23日
【照会先】健康局健康課
課長 佐々木 孝治 (内線 2340)
課長補佐/女性の健康推進室長補佐 淺田 友里 (内線 2979)
係長 小川 真樹 (内線 2396)
(代表電話) 03(5253)1111
(直通電話) 03(3595)2245

「『生理の貧困』が女性の心身の健康等に及ぼす 影響に関する調査」の結果を公表します

女性への健康支援の観点から、経済的な理由で生理用品を購入できない女性がいるという「生理の貧困」に関して、問題を抱える女性の分布や心身の健康状態、日常生活への影響等についての実態や現状を調べるため、「『生理の貧困』が女性の心身の健康等に及ぼす影響に関する調査」を実施しました(令和4年2月)。

この度、調査の結果を取りまとめましたので公表いたします。詳細は、別添の結果概要のとおりです。

【調査結果のポイント】

○生理用品の購入・入手に苦労している人の分布(第1表)

「新型コロナウイルス発生後(2020年2月頃以降)、生理用品の購入・入手に苦労したことが「よくある」「ときどきある」のは回答者の8.1%(244人)であった。「よくある」「ときどきある」の割合は、年代別にみると30歳未満で、世帯年収別にみると300万円未満の者で、それぞれ高くなっていった。購入・入手に苦労した理由は「自分の収入が少ないから(37.7%)」「自分のために使えるお金が少ないから(28.7%)」「その他のことにお金を使わなければいけないから(24.2%)」等が挙げられた。

○生理用品を購入・入手できないときの対処法(第2表)

生理用品の購入・入手に苦労したときの対処方法として、「よくある」「ときどきある」を合計した割合がもっとも高いのは、「生理用品を交換する頻度や回数を減らす(長時間利用する等)(50.0%)」、次いで「トイレットペーパーやティッシュペーパー等で代用する(43.0%)」「家族や同居者に生理用品をゆずってもらう(39.8%)」「友達に生理用品をゆずってもらう(33.2%)」であった。

○身体的な健康状態(第3表)

生理用品の購入・入手に苦労したときの対処法として、「生理用品を交換する頻度や回数を減らす(長時間利用する等)」「トイレットペーパーやティッシュペーパー等で代用する」「タオルやガーゼ等の布で代用する」を選択した人に対して、生理用品を購入・入手できないときの身体症状について尋ねたところ、「よくある」「ときどきある」の合計は、「かぶれ」が73.5%、「かゆみ」が71.5%で、「外陰部のかゆみなどの症状」「おりものの量や色の異常」「外陰部などの発赤、悪臭」について、いずれも半数を超えていた。

○精神的な健康状態(第4表)

悩みやストレスの尺度である「K6※1」を用いて精神的な健康状態を測定したところ、生理用品の購入・入手に苦労したことが「ある」人の平均値は13.1点で、「心理的苦痛を感じている」とされる10点以上の人が69.3%であった。一方、苦労したことが「ない」と答えた人の平均値は6.4点で、10点以上は31.1%であった。

※1 K6、Kesslerら(2003)。合計得点は0~24点、得点が高いほど精神的な不調が深刻な可能性があるとされる。

○社会生活への影響(第5表)

生理用品を購入・入手できないことを理由とする社会生活への影響については、「プライベートのイベント、遊びの予定をあきらめる(40.1%)」「家事・育児・介護が手につかない(35.7%)」「学業や仕事に集中できない(34.1%)」などが挙げられた。

○生理用品に関する公的支援制度の認知・利用状況(第6表)

居住地域で行われている生理用品の無償提供の認知については、生理用品の購入・入手に苦労したことが「ある」人のうち、制度があるかが「分からない」は49.6%であった。また、制度を知っている人のうち、利用したことがある人は「17.8%」のみであった。市区町村での無償提供を知っていたが利用しなかった理由として「必要ないから(69.8%)」の他、「申し出るのが恥ずかしかつたから(8.5%)」「人の目が気になるから(7.8%)」「対面での受け取りが必要だったから(6.2%)」等が挙げられた。

生理用品はトイレットペーパーと同じに

2021年9月3日 17時32分 NHK News Up
から引用しつつ作成

「これから生理用品はトイレットペーパーと同じだと思ってください」
都立高校の校長先生が、こう語ったところからNewsが書かれている。東京都は、2021年の春、都の方針で校内のトイレに生理用品を無償で設置することになった。
生理の問題と社会がどう向き合うか、模索が始まっている。

東京・港区 2021年6月のアンケート

区立学校に通う小学校5年生から中学校3年生まで
すべての女子児童・生徒
2400人余り

学校生活における生理用品について

本調査は、区立小中学校に通う皆さんが、安心して学校生活を送れるよう、港区教育委員会が、港区の公立学校に通う小学校5年生から中学校3年生までの女子児童・生徒を対象におこなっているものです。
回答した内容が公表されることや、個人が特定されることは、決してありません。

セクション1

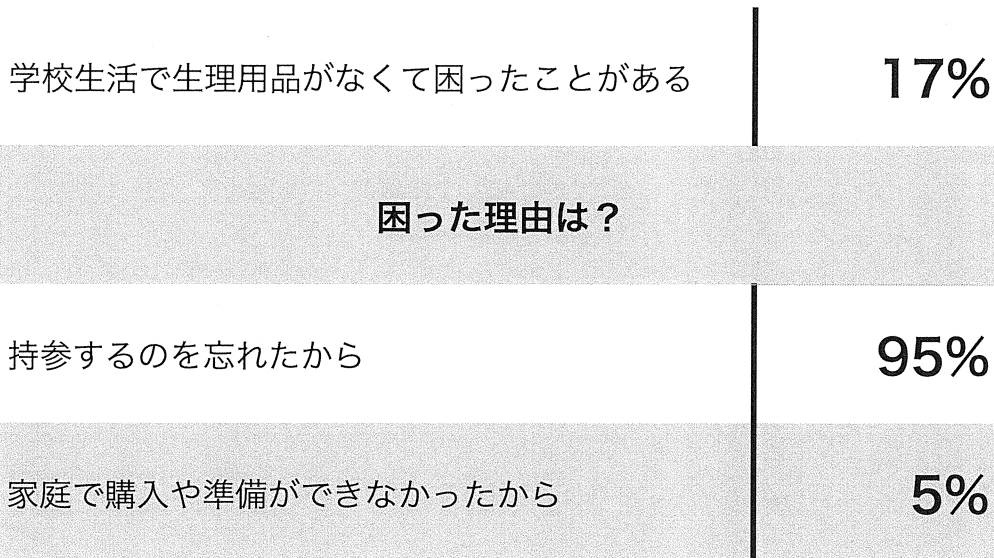
生理用品に関する調査

自分の考えに近いものを回答してください。

港区が実施したアンケート（記事からの引用）

かつらぎ町でも
アンケートの実施をしてほしい

東京・港区 2021年6月のアンケートより



(記事をふまえ東芝が作成)

港区教育委員会 篠崎玲子 教育指導担当課長 (当時) のコメント

トイレに設置したことについてのコメント

「これまで必要な人には保健室で生理用品を渡していましたが、保健室で把握していたよりは多かったです。学校の教員には言わずに、友達や先輩に相談していたのかなと想像しました」

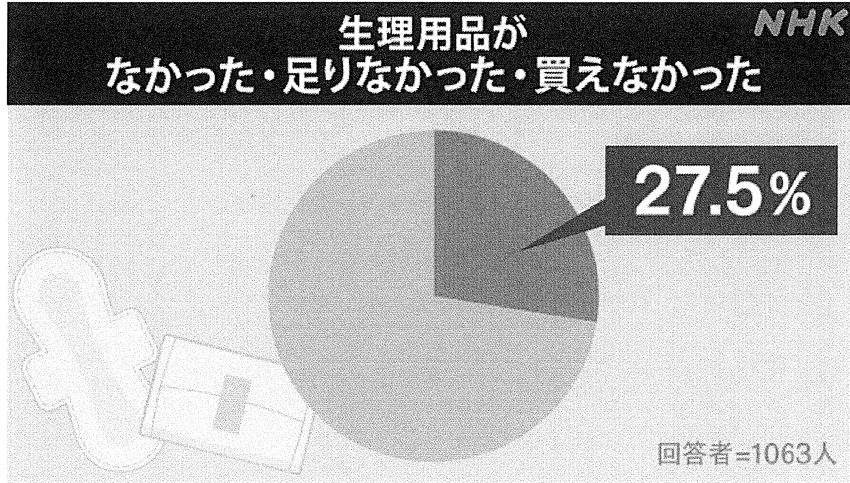
「困った」理由についてのコメント

「当初は、経済的な理由で生理用品が手に入らない、ということについて注視していたのですが、生理が急に来たり、ナプキンが足りなくなって困ったりということについても、子どもたちが安心して学校生活を送ることができないことにつながるという意味で課題であると思いました。これまで、このような子どもたちが、どのくらいの割合でいるのかが見えていなかったなので、調査をやってみて本当によかったです」

(記事からの引用)

山口県山口市の結果（NHKアンケート）

NHKが実施したアンケートで、公立中学に通う女子生徒のうち、生理がある生徒の3割が「生理用品がなくて困った」と回答した山口市。



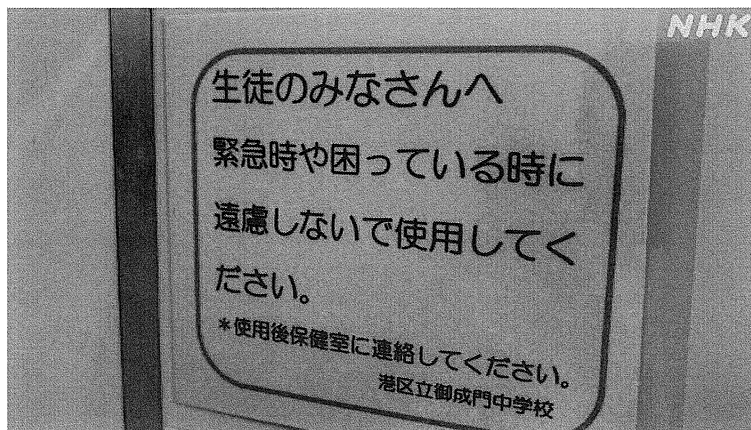
このうち市立白石中学校では、以前から保健室に予備の生理用品を置いていましたが、無償配布をきっかけに置いてほしい場所を生徒に聞いてみることにしました。

東京都の港区と山口県山口市のアンケートには大きな差がある。本町で実施したらどのような結果になるのか、興味深い。

山口市立白石中学校の結果（NHKアンケート）

トイレ	87%
保健室	1%
どちらでもよい	9%
家庭で購入や準備ができなかったから	5%

（記事をふまえ東芝が作成）



東京都港区立御成門（おなりもん）中学校では、トイレに生理用品を設置した上で、使った後「保健室に連絡してほしい」と呼びかけた。すると使った生徒が保健室に来てくれた。同中学校の佐藤伸子主幹教諭は、「保健室に来るきっかけは残しておきたい」と語っている。

「困った時に遠慮しないで使用してください。使用后、保健室に連絡してください」

トイレットペーパーと同じように、女子トイレに生理用品が設置されることによって、誰もが生きやすい社会になるように

1. 生理用品がトイレットペーパーと同じように設置されることによって、生理の貧困や女性の生理への理解と配慮が進むようにしてほしい。
2. 生理はタブーという状況を改善して、男女ともに理解し合える性教育と教育が進む契機にしてほしい。
3. ジェンダー平等の社会をつくる上で学校教育の役割は大きい。早い子は4年生から、遅い子は中学校3年生から始まる生理に対し、丁寧な対応と教育が必要になっている。
4. そのためにも公共施設への生理用品配置を進めてほしい。

笠田中学校と妙寺中学校を訪問

1. 女子トイレに生理用品を、トイレットペーパーのように設置してほしいという中学校と保健室に置いて対応することを中心にしたいという中学校に分かれた。
2. 保健室での対応について、急いでトイレに行く子どもが多いので話をする機会がもてないという学校と、話をする時間はあるという学校に分かれた。
3. 生理痛のひどい生徒もいて、保健室で休んでも改善しなかったので帰宅した生徒もいたという話も出された。そんなに生理痛がひどい生徒はいないという学校もあった。
4. 推進してほしいという中学校では、生理用品を女子トイレにおくことによって、性教育が充実できる契機になるという話も出された。

笠田小学校を訪問

1. 早い子は4年生で初潮を迎えるので、丁寧な指導に心がけ、丁寧に生理についての性教育を行うとともに、子どもによりそう努力をしている。
2. 小学生は、「まだあっけらかんとしている」という話が出された。しかし、中学生になると羞恥心も出てくるので小学校とは違う対応が必要だと思われるという話も出された。

■ 私としては、アンケートを取りながら、考えて行くことの重要性を考えた。

長野県松本市は市内170の公共施設の385か所のトイレに 生理用品を設置

松本市

閲覧補助

Language

Google 提供

検索

Q

重要なお知らせ

くらし・安全

子育て・教育

健康・福祉

住まい・交通

環境・水道

しごと・産業


観光・文化・
スポーツ

基本情報

現在地

[トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [くらし・安全](#) > [人権・男女平等・外国人](#) > [男女共同参画（男女平等政策）](#) > [公共施設トイレに生理用品を常備しています](#)

足あと

[男女共同参画（男女平等政策）](#) > [公共施設トイレに生理用品を常備しています](#) 

公共施設トイレに生理用品を常備しています



更新日：2023年3月13日更新

 印刷ページ表示

女性が抱える生理に伴う身体的・精神的負担軽減と性差にとわれないジェンダー平等社会の実現のため、トイレトペーパーが当たり前にあるように、必要なときに使えるように公共施設内のトイレに生理用品を常備します。

設置開始日

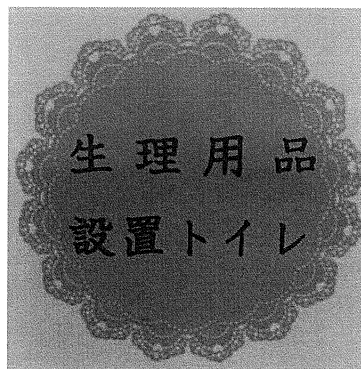
令和5年3月8日（水曜日） ※国際女性デー

設置場所

市内170公共施設の385か所のトイレ（令和5年3月13日現在）

（松本市のホームページより）

松本市は、生理用品を無償配布している
REDBOXJAPANから生理用品の提供を
受けている



（トイレの扉に貼付 松本市）



REDBOXJAPAN

Red Box Japan

〒108-0014

東京都港区芝4-6-13

レッドボックスプロジェクトは、学校に無料の生理用品を詰めた赤いボックスを提供することで、生理中の若者を支援することを目的としたチャリティー団体です。

（REDBOXJAPANのホームページより）



公共施設の女子トイレに生理用品を設置します

～トイレトペーパーがトイレに当たり前にあるように～

3月8日の国際女性デーにあわせ、松本市では市内の公共施設の女子トイレに生理用品（ナプキン）を設置し始めました。



どうして設置することになったの？

松本山雅FCから生理用品の設置についてご提案をいただいたことがきっかけです。
松本山雅FCでは、社会運搬活動（チャレン！）として、サンプロアルワインのトイレに無料で生理用品を設置する取組みを行っています。

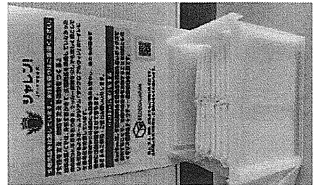
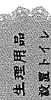
生理用品は買っているの？いくらくらいかかるの？

「レッドボックスジャパン」という慈善団体から無償提供を受けています。
「レッドボックスジャパン」では全国の個人・企業から寄付を募って、全国の学校や公共施設などのトイレに生理用品を無償で届けています。すごいですね！



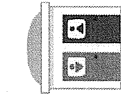
どこトイレに設置しているの？

170施設 385か所(3/13 現田)のトイレに設置しています。詳細は松本市ホームページをご覧ください。今後、設置する施設を拡大していく方針です。
また、設置しているトイレには、このマークが掲載してあります。
ご利用の際の目印にしてください。



どんな風に置いてあるの？

左の写真のようなイメージで、主にトイレの手洗い場に設置しています。
生理用品の種類は様々ですが、主に20～23cm程度の国産のナプキンです。その場で必要な量をご利用いただければと思います。
皆様のご理解とご協力を願っています。



松本市公式YouTubeチャンネルにも動画を上げています！是非ご視聴ください！
(8/8 配信)



ジェンダー平等の扉を開いた偉人紹介 Vol.8

ジェンダー平等に尽力した日本の偉人をご紹介します

ひらつからいちろう 平塚らいてう (1886～1971)

文筆家、思想家、女性解放運動家
東京都千代田区出身。裕福な家庭に育ったが、学校の良妻賢母教育に失望。自分の向かうべき道に悩んでいたところ、恩師の勧めで女性だけの雑誌『青鞥』を創刊。「元始、女性は実に太陽であった」の一文はあまりにも有名。
晩年は平和活動・反戦運動に力を入れた。

新着図書のご紹介



ハレハ松本には図書コーナーがあります。どなたでも自由に本を読んだり、借りたりすることができます。



『料理は妻の仕事ですか？』(アベノオミ著、KADOKAWA、2023年)
料理だけはしなない夫に對して、不満と不安を抱える主人公。漫画なので、家庭の様子がイメーシやすく、世の中の奥様たちから「そうそう、わかるー！」という声が聞こえてきそうです。でも、もしかしたらやらなきゃいけないと思ひ込んでいたのは妻の方？？そんな呪縛からも解放されるかも。



『図解ポケット 多様性時代のリテラシー ジェンダーがよくわかる本』
(瀬地山 角・中村 圭著、秀和システム、2022年)
「ジェンダー」について、今さら人に聞けないと思っている方、必見！ジェンダー研究の第一人者らが、図やグラフなどを交えながら、ジェンダーの基礎の基礎から分かりやすく説明しています。まずはこの本から学んでみましょう。

このニュースレターは、松本市公式ホームページでも見ることができます。

Facebook、Twitter もやっています！



松本市女性センター

＜編集・発行＞
松本市 人権共生課（松本市女性センター）
〒390-0811
松本市中央 1-18-1 Mウイング3階
TEL 0263-39-1105 /FAX 0263-37-1153
✉ kyousei@city.matsumoto.lg.jp

今月知っておきたい言葉 包括的性教育

体や妊娠の仕組みに関するだけでなく、人間関係やジェンダー平等、性の多様性、幸福など幅広い内容について学ぶ教育のこと。

この言葉は、ユネスコが2009年に作成した国際的な指針である「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」で登場し、広く知られるようになった。

厚生労働省 健康日本21（たばこ）のページより

1. はじめに

たばこは、肺がんをはじめとして喉頭がん、口腔・咽頭がん、食道がん、胃がん、膀胱がん、腎盂・尿管がん、膵がんなど多くのがんや、虚血性心疾患、脳血管疾患、慢性閉塞性肺疾患、歯周疾患など多くの疾患、低出生体重児や流・早産など妊娠に関連した異常の危険因子である1)-7)。

喫煙者の多くは、たばこの害を十分に認識しないまま、未成年のうちに喫煙を開始しているが8)-10)、未成年期に喫煙を開始した者では、成人になってから喫煙を開始した者に比べて、これらの疾患の危険性はより大きい2)-5)8)。さらに、本人の喫煙のみならず、周囲の喫煙者のたばこ煙による受動喫煙も、肺がんや虚血性心疾患、呼吸器疾患、乳幼児突然死症候群などの危険因子である11)12)。また、たばこに含まれるニコチンには依存性があり、自分の意志だけでは、やめたくてもやめられないことが多い9)10)13)14)。しかし、禁煙に成功すれば、喫煙を継続した場合に比べて、これらの疾患の危険性は減少する15)16)。

最新の疫学データに基づく推計では、たばこによる超過死亡数は、1995年には日本では9万5000人であり17)、全死亡数の12%を占めている。また、人口動態統計によると、近年急増している肺がん死亡数が1998年に初めて胃がんを抜き、がん死亡の中で首位となった18)。さらに、たばこによる疾病や死亡のために、1993年には年間1兆2000億円（国民医療費の5%）が超過医療費としてかかっていることが試算されており、社会全体では少なくとも4兆円以上の損失があるとされている19)。

欧米先進国では、たばこによる疾病や死亡が1960年代に既に、現在の日本の状況であり1)2)17)、この頃より種々のたばこ抑制策（消費者に対する警告表示、未成年者の喫煙禁止や、公共の場所の禁煙、たばこ広告の禁止などの様々な規制や、たばこ税の増額など）を講じた結果、国民の喫煙率や一人当たりたばこ消費量が低下した2)5)20)。その成果は最近になってようやく、男性におけるたばこ関連疾患の減少という形で現れつつある17)21)。これに対して、日本では、成人男性の喫煙率が先進国の中では極めて高率にとどまっているのみならず、近年若い女性や未成年者において喫煙率が上昇し、国民一人あたり消費量も先進国の中では最も多い25)。

2. 基本方針

公衆衛生上の観点から、我が国のたばこ対策の最終的な目標は、「たばこによる疾病・死亡の低減」である。しかし、肺がんなど、たばこ関連疾患が顕在化するまでには数十年のタイムラグがあることから22)、将来的に、たばこによる死亡を減少させるためには、抜本的な対策が必要である。

まず、国民のたばこの健康影響に関する認識について、代表的な生活習慣病である循環器病については、半数以上の国民が認識していないという現状に鑑み、国民各層への分かりやすい情報提供がより一層図られるよう、情報提供体制を整備する。そのような十分な分かりやすい情報提供は、各人自らの意志に基づく選択に資するものである。それを基本としつつ、未成年の喫煙防止（防煙）、受動喫煙の害を排除・減少させるための環境づくり（分煙）、禁煙希望者に対する禁煙支援および喫煙継続者の節度ある喫煙（禁煙支援・節煙）の3つの対策を強力に推進していく。

学校や病院、児童福祉施設、行政機関は屋内・敷地内禁煙 ただし屋外で受動喫煙防止のために 必要な措置がとられた場合は喫煙場所を設置できる

健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号） 概要

改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

この規定に基づき改善が必要

改正の概要

1. 国及び地方公共団体の責務等

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- (3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

- (1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
- (2) 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙 ※1)	当分の間の措置	
	B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内 でのみ喫煙可)	【加熱式たばこ ※2】 原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内 での喫煙可)
			既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の総額 5000万円以下 ※3)) かつ 客席面積100㎡以下の飲食店 標識の掲示により喫煙可
飲食店			

※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。

※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分以上を有する会社である場合などを除く。

注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。

注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

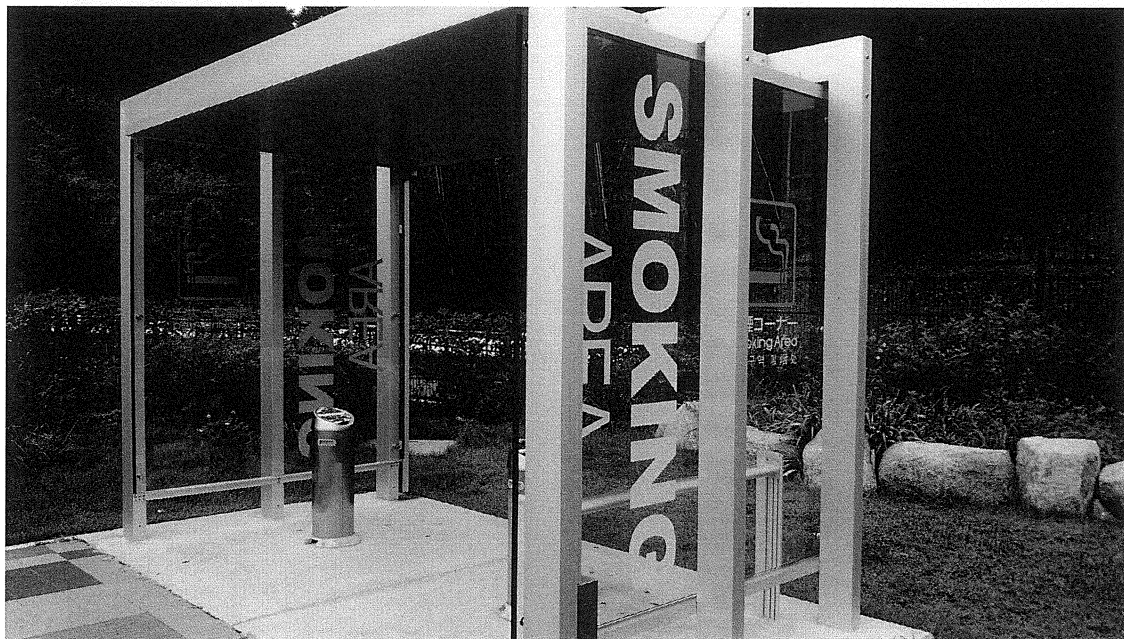
- (3) 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。
 - (4) 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。
 - (5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。
- #### 3. 施設等の管理権原者等の責務等
- (1) 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。
 - (2) 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができる。

4. その他

- (1) 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
- (2) この法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。
- (3) 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行期日

2020年4月1日（ただし、1及び2(5)については2019年1月24日、2.A二重線部の施設に関する規定については2019年7月1日）



総合文化会館と役場本庁舎の敷地に
このような形で喫煙場所を設置することを提案したい